

川根本町地域防災計画

大火災対策編

令和3年3月

川根本町防災会議

目次

大火災対策編の構成	1
I 大火災対策計画	2
第1章 総則	2
第1節 町、防災関係機関の業務の大綱	2
1 町	2
2 消防機関	2
3 静岡地方気象台	3
第2節 過去の顕著な災害	3
第3節 予想される災害	4
第2章 災害予防計画	5
第1節 消防体制の整備	5
1 消防組織の確立	5
2 消防施設の整備	5
3 消防救急の広域化の実施	5
4 消防力の現況	5
5 消防職員・消防団員の教育	5
6 消防団の活性化	5
7 緊急消防援助隊の受援体制の確立	6
第2節 火災の予防対策	6
1 建物の不燃化の指導	6
2 査察体制の強化及び町民の防災意識の向上	6
3 防火思想の普及	6
4 消防団員等によるパトロール	6
第3節 林野火災対策の推進	7
1 林野火災関係機関	7
2 林道（防火道）等の整備	7
3 予防設備の整備	7
4 巡視員、監視員によるパトロール	7
5 消防資機材の配備	7
第4節 火災気象通報の取扱い	7
1 火災気象通報の基準	7
2 火災警報の発表	8
第3章 災害応急対策計画	9
第1節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動	9

1	消防活動体制	9
2	広域協力活動体制	9
3	大規模林野火災対策	9
4	緊急消防援助隊の応援出動要請	9
第2節	情報伝達系統図	10
第3節	町の対応	10
第4章	災害復旧計画	11
第1節	各機関が実施する対策	11
1	町	11
2	県	11
3	関係機関	11
II	大爆発対策計画	12
第1章	総則	12
第1節	町、防災関係機関の業務の大綱	12
1	町	12
2	消防局、町消防団	12
3	県	12
4	警察	13
5	関係事業者	13
第2節	過去の顕著な災害	13
1	爆発事故	13
第3節	予想される災害と地域	14
第2章	災害予防計画	15
第1節	ガス災害予防計画	15
1	ガス保安体制の整備	15
2	ガス保安施設の整備	15
3	ガス災害の予防対策	15
第2節	危険物災害予防計画	16
1	予防査察	16
2	保安教育	16
第3節	火薬類災害予防計画	16
第3章	災害応急対策計画	17
第1節	町、関係機関の業務の大綱	17
1	町	17
2	消防局・町消防団	17
3	県	17

4 警察.....	17
5 発災事業者.....	18
第2節 情報伝達系統.....	18
第3節 町の対応.....	18
1 応急対策.....	18
2 町、県等との連絡会議.....	19
3 事故の報告.....	19
4 町災害対策本部の設置及び任務.....	19
第4章 災害復旧計画.....	20
第1節 原因究明と是正措置.....	20
1 発災事業者の対応.....	20
2 関係機関の対応.....	20
3 産業や住民生活に関する普及措置.....	20
4 情報公開、広報.....	20

大火災対策編の構成

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、住民の生命、身体及び財産を大火災及び大爆発災害から保護するために、町及び防災機関が行うべき町域に係る「大火災対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「大火災対策編」は、次の「Ⅰ 大火災対策計画」及び「Ⅱ 大爆発対策計画」から構成する。

Ⅰ 大火災対策計画

章	記載内容
第1章 総則	町、防災関係機関の業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第2章 災害予防計画	消防体制の整備、火災の予防対策、林野火災対策の推進、火災気象通報の取扱い
第3章 災害応急対策計画	大規模火災及び林野火災に対する消防活動、情報伝達、町の対応
第4章 災害復旧計画	各機関が実施する対策

Ⅱ 大爆発対策計画

章	記載内容
第1章 総則	町、防災関係機関の業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第2章 災害予防計画	ガス災害予防計画、危険物災害予防計画、火薬類災害予防計画
第3章 災害応急対策計画	町、関係機関の業務の大綱、情報伝達系統、町の対応
第4章 災害復旧計画	原因究明と是正措置

I 大火災対策計画

第1章 総則

多数の死傷者が発生するおそれのある大規模な火災及び焼損が広範囲にわたる林野火災による被害を防止、軽減するための火災予防対策並びに火災が発生した場合の応急対策等について定める。

第1節 町、防災関係機関の業務の大綱

1 町

- (1) 防災に関する組織の整備
- (2) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
- (3) 情報の収集、伝達及び被害調査
- (4) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (5) 清掃、防疫その他保健衛生
- (6) 緊急輸送の確保
- (7) 災害復旧の実施
- (8) その他災害の防御又は拡大防止のための措置

2 消防機関

- (1) 消防体制の整備
 - ア 消防組織の確立
 - イ 消防施設の整備
 - ウ 消防救急の広域化の実施
 - エ 消防職員・消防団員の教育
 - オ 消防団の活性化
 - カ 緊急消防援助隊の受援体制の確立
- (2) 火災予防対策
 - ア 建物の不燃化の指導
 - イ 予防査察の実施
 - ウ 消防用設備等の整備
 - エ 防火管理体制の整備
 - オ 防火対象物の火災予防
 - カ 防火思想の普及
- (3) 林野火災予防対策
 - ア 林道（防火道）等の整備
 - イ 予防設備の整備

- ウ 消防資機材の配備
- (4) 災害応急対策
 - ア 消防活動
 - イ 広域活動協力体制

3 静岡地方気象台

- (1) 火災気象通報の発表

第2節 過去の顕著な災害

本町では、これまでに記録に残る大火災の発生事例はない。

なお、静岡県内における昭和時代以降の主要な大火は、次のとおりである。ただし、戦争による火災は含まれていない。

発生日月日	焼失数	場 所	記 事
昭和7年4月 21日～22日	1,300戸	大宮町 (富士宮市)	本州は高気圧におおわれ乾燥していた。沿津で最大風速WSW2.8m/s、最小湿度33%
昭和15年1月 15日～16日	1,521戸	静岡市	冬型で風が強く異常に乾燥していた。静岡で最大風速W9.6m/s、最小湿度22%
昭和18年3月 13日～14日	林 野 1,280ha 40戸	磐田郡竜山村 秋葉山	高気圧におおわれ日中風がやや強く湿度も低かった。浜松で最大風速WNW9.8m/s、最小湿度33%
昭和18年3月17日	林 野 1,050ha	富士郡上井手村 (富士宮市) 人穴	高気圧におおわれて乾燥していた。三島でWSW7.7m/s、最小湿度29%
昭和21年4月 2日～3日	林 野 千数百ha	田方郡中大見村 切川八野伊東町 奥野、小室山	日本海を低気圧が北東進していて西の風がやや強くなっていた。網代で最大風速SW13.3m/s、最大湿度50%
昭和25年4月13日	1,416戸	熱海市	高気圧が東に去り、低気圧が鳥島の南海上にあって北東風が全般に強かった。網代でENE11.2m/s、最大湿度54%
昭和32年2月28日	104戸	静岡市牛妻	西高東低の気圧配置となっていて、寒冷前線が15時ごろ通過して西よりの風が強くなった。最大風速W12.9m/s、最小湿度19%
昭和35年11月17日	119戸	榛原郡川根町家山	本州南岸を低気圧が通過し、弱い気圧の谷となった。静岡で最大風速NNE4.6m/s、最小湿度52%

第3節 予想される災害

- (1) 風速、湿度等の気象条件は、火災の発生、拡大を助長する役割を果たす。
- (2) 大火の原因となる空気乾燥や強風をもたらす気圧配置には、次のものがあり、これらは火災の発生しやすい条件をつくりだす。
 - ア 冬から春先にかけての西高東低の気圧配置：北西の強風、太平洋側でフェーン現象による突風
 - イ 春から初夏にかけて帯状の高気圧が、日本付近をおおう気圧配置：連日晴天で、空気が乾燥し、実効湿度が低下
- (3) 林野火災とは、森林、原野又は牧野が焼損する火災をいう。林野火災は落雷等の自然現象によるものもあるが、そのほとんどは、一般火災と同様に煙草の投げ捨て、たき火等の人為的要因で起こる。
- (4) 林野火災を誘発し、被害を拡大する要因は自然条件が大きく影響する。特に地形、林況、気象は深い関係がある。

【川根本町の気象条件】

～気温年較差や日較差が大きい～

- ・本町は太平洋岸式気候に属し、夏は太平洋の高温多湿な空気が吹き込むため雨が多く、冬には北寄りの季節風の影響により、空気は乾燥して少雨となる。
- ・最近10年間の平均気温は14.1℃で、気温年較差や日較差が大きい。
- ・年間降水量は約3,000mmで、梅雨（6月）から台風（10月）の時期が多くなっている。
- ・10年間の平均風速は0.8m/sと比較的弱く、冬季に風が強くなる。また、冬季の積雪は少ないものの、氷点下になることが多くある。

第2章 災害予防計画

町及び静岡市消防局（以下、本編において「消防局」という。）においては、消防組織の確立と消防施設の強化拡充を図るとともに、火災の発生を防止するため建物の不燃化、初期消火のための消防用設備の整備、防火管理体制の整備、一般家庭の火災予防対策の啓発指導等を行い、被害の軽減を図る。

第1節 消防体制の整備

1 消防組織の確立

町は、地域内の各種災害による被害の軽減を図るため、消防団の組織編成及びその運用等に万全を期するものとする。

2 消防施設の整備

- (1) 町及び消防局は、地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図り、消防体制の万全を期するものとする。
- (2) 町は、各分団の拠点施設の整備や消防機器等の計画的な維持・更新を図り、地区の防火水槽の適正な維持・管理に努めるものとする。

3 消防救急の広域化の実施

静岡地域（静岡市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町）による消防救急の広域化を平成28年4月から継続実施する。

4 消防力の現況

町及び消防局における消防力の現況は、（資料編3-3-1）消防団組織図に示すとおりである。

5 消防職員・消防団員の教育

- (1) 町及び消防局は、消防職員及び消防団員を消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練を実施するものとする。
- (2) 町は、消火訓練の機会の拡充等により、団員の資質の向上を図るものとする。また、団員に対して、高度資機材を搭載した車両等の技能習得を図るものとする。

6 消防団の活性化

町は、消防団の施設・装備の整備、青年層や女性について団員への参加促進、機能別分団員への導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。

7 緊急消防援助隊の受援体制の確立

町及び消防局は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の充実とともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の確立に努めるものとする。

第2節 火災の予防対策

1 建物の不燃化の指導

町内の建物の多くは木造で、鉄骨、鉄筋コンクリート等による耐震耐火構造の建物は少ない。そこで町は、住民に対し燃えない街づくりを目標に、あらゆる機会をとらえて建築物の不燃化、難燃化を指導していくものとする。また、町は災害時に避難所等になる公共用施設の新改築にあたっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨構造等の堅ろうなものとし、耐震耐火構造化を推進するものとする。

2 査察体制の強化及び町民の防災意識の向上

消防局は、火災予防関係法令の定めるところにより、消防対象物の関係者に対し査察指導を定期的かつ積極的に実施し、火災発生の防止、初期消火体制の確立、延焼拡大の防止、安全避難の確保等の充実を図り、広く町民の防火意識の向上並びに啓発を図る。

(1) 消防用設備等の整備

町及び消防局は、火災の早期発見、初期消火のために消防用設備等の設置及び整備の指導並びに促進を図る。

(2) 防火管理体制の整備

町は、旅館、ホテル、診療所又は病院、学校等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するため、消防局が実施する防火管理者講習会の受講を指導する。

(3) 防火対象物の火災予防

町及び消防局は、多数の者が出入りする施設に対する火災予防指導及び防火安全講習会等に関係機関の協力を得て実施し、火災の発生防止を図る。

3 防火思想の普及

(1) 町は、広報「かわねほんちょう」や町ホームページ、地区の防災委員や消防団員を通じての情報発信など、住民の防火意識の高揚を図り、火災ゼロに努める。

(2) 町は、消防局や消防団と協力し、消火器具等の取扱い方法の指導や地域の防火訓練等において、家庭・地域・職場における初期消火方法の周知を図る。

4 消防団員等によるパトロール

町長は、知事から火災気象通報の通知を受けた場合、消防団員等による巡回パトロールを実施する等の火災発生時に即応できる体制を整備するものとする。

第3節 林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して次のように総合的、広域的な推進を図る。

1 林野火災関係機関

町、消防局、島田警察署、県危機管理部、県消防防災航空隊、県島田土木事務所、県志太榛原農林事務所、森林組合おおいがわ、大井川鐵道(株)、一般社団法人静岡県猟友会、陸上自衛隊第34普通科連隊、航空自衛隊(静浜基地)第11飛行教育集団司令部

2 林道(防火道)等の整備

町は、林況、地況等の実態を把握し、林道(防火道)、防火線、防火林等の整備に努める。

3 予防設備の整備

町及び消防局は、関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。

4 巡視員、監視員によるパトロール

町及び消防局は、巡視員、監視員を配置し、火災の早期発見及び通報に努めるとともに、火災警報発令中の際の火の使用制限の徹底を図る。

5 消防資機材の配備

町及び消防局は、林野火災に対する消防資機材を整備する。

第4節 火災気象通報の取扱い

町長は、「消防法」第22条第3項の規定により、静岡地方気象台長から知事を経由して伝達される火災気象通報は、次により取り扱うものとする。

1 火災気象通報の基準

対象地域	実施基準
概ね市町単位(二次細分区域)	<ul style="list-style-type: none">乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位(二次細分区域)を明示して通報する。毎朝(5時頃)、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する(降水予想の場合などは、明示しない場合がある)。注意すべき事項は次の3つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 定時（毎朝5時頃）以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報する。 |
|--|---|

2 火災警報の発表

静岡地方気象台から通報を受けた知事は、防災行政無線等により町長に伝達する。

町長は、火災気象通報の伝達を受け、あるいは気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、火災警報を発表後直ちに知事に連絡するとともに、その周知徹底と必要な措置を講ずるものとする。

第3章 災害応急対策計画

この計画は、大規模火災及び林野火災に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、火災の発生による被害の軽減を図ることを目的とする。

第1節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動

1 消防活動体制

消防局は、その地域に係る大規模火災や林野火災が発生した場合においては、これらの火災による被害の軽減を図るため、消防隊等災害出動計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。

2 広域協力活動体制

町長（消防の事務委託に係るものは静岡市長）は、大規模火災、林野火災が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」及び隣接市町と締結している消防相互応援協定に基づき、協定している他の市町長に対する応援要請について、消防局と協議するものとする。

その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。

- (1) その災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 発災市町等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、他の市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合

3 大規模林野火災対策

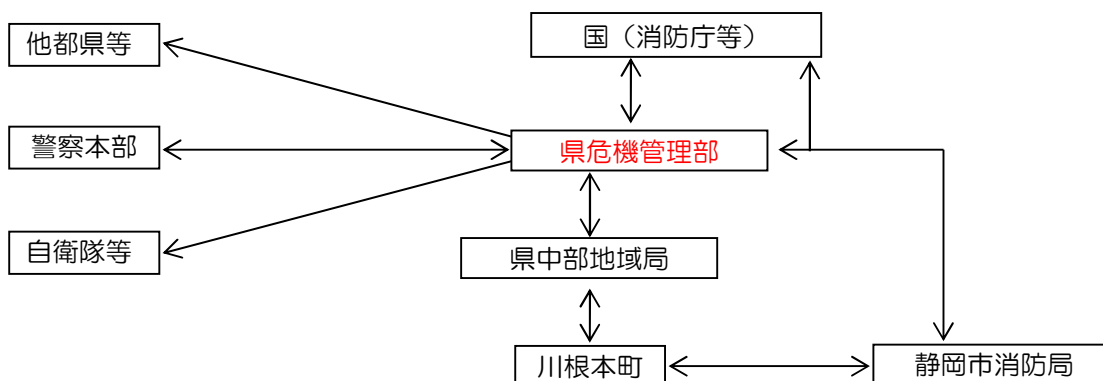
- (1) 町は、大規模な林野火災が発生し、消防局のヘリコプターのみでは人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのあるときは、知事に空中消火活動の要請をすることができる。
- (2) 消防局は、必要に応じて他のヘリコプターによる応援を要請するとともに、要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。

4 緊急消防援助隊の応援出動要請

町長は、県内の広域協力活動体制の消防力だけでは対応できない場合には、「消防組織法（昭和22年法律第226号）」第44条に基づき、静岡市長から知事に対し、緊急消防援助隊の応援出動等の措置を要請するよう求めるものとする。

第2節 情報伝達系統図

大規模火災に係る情報伝達系統は、次に示すとおりである。



第3節 町の対応

町は、大規模火災が発生し、必要な場合には「災害対策本部」を設置し、情報収集、応急対応を行う。災害対策本部の設置及び任務については、＜第1編共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節「組織計画」＞に準ずる。

第4章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、計画を図るものとする。

第1節 各機関が実施する対策

1 町

町は、関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包含する事業計画を作成する。

2 県

県は、被災市町、関係機関等との連携及び国との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包含する事業計画を作成する。

3 関係機関

関係機関は、県、町等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。

II 大爆発対策計画

第1章 総則

高圧ガス、危険物、火薬類等による爆発事故の発生と発災時の被害の拡大を防止するための保安対策、及び事故発生時の応急対応や復旧対策について定める。

高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏えい、流出、引火等により発生する。

このため、平時から高圧ガス、危険物、火薬類等の関係施設の適正な維持管理や取扱い等の関係事業者による自主保安対策を推進するとともに、大規模地震等の災害を想定した防災体制を構築する。

第1節 町、防災関係機関の業務の大綱

1 町

- (1) 防災に関する組織の整備
- (2) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
- (3) 情報の収集、伝達及び被害調査
- (4) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (5) 清掃、防疫その他保健衛生
- (6) 緊急輸送の確保
- (7) 災害復旧の実施
- (8) その他災害の防御又は拡大防止のための措置

2 消防局、町消防団

- (1) 危険物事業者の許認可
- (2) 煙火の消費許可
- (3) 災害発生時の消火、人命救助活動
- (4) 爆発事故、危険物事故等の原因究明、再発防止指導

3 県

- (1) 高圧ガス、火薬類事業者の許認可
- (2) 高圧ガス、火薬類事業者の保安指導
- (3) 高圧ガス、危険物、火薬類事故発生時の国や関係機関との連絡調整
- (4) 大規模事故発生時の危機管理対応
- (5) 高圧ガス、火薬類事故の原因究明、再発防止指導

4 警察

- (1) 火薬類事業者の保安指導
- (2) 高圧ガス、危険物、火薬類運搬車両等の路上安全対策
- (3) 高圧ガス、危険物、火薬類事故等発生時の捜査

5 関係事業者

- (1) 自主保安体制の構築
- (2) 危害予防規程、地震防災計画等の策定
- (3) 防災資機材の整備
- (4) 防災訓練等の実施
- (5) 災害発生時の関係機関への通報
- (6) 事故原因の究明、再発防止措置の実施

第2節 過去の顕著な災害

本町においてはこれまで、高圧ガス、危険物等による爆発事故の発生はない。
県内における発生事例は、次のとおりである。

1 爆発事故

(1) 静岡駅前地下街の爆発事故

ア 発生年月日：昭和55年8月16日

イ 発生場所：JR静岡駅前地下街

ウ 事故状況

- ・ガスによると見られる2回の爆発と、これに伴う火災が発生した。
- ・1回目の爆発の原因は不明である。2回目の爆発は、1回目の爆発で破損した都市ガス配管から漏出したガスによる爆発と見られている。爆発の被害は半径100mの区域に及び、静岡市に対し災害救助法が適用された。

エ 被害状況

通行人、消防隊員ら15名が死亡、222人が重軽傷を負った。

オ 対応措置

この事故を受け、ガス事業法や消防法等が改正され、地下室の保安基準の策定、地下街へのガス漏れ火災警報設備の設置、LPガスの着臭濃度の強化等の対策が講じられた。

(2) 掛川市内のレクリエーション施設の爆発事故

ア 発生年月日：昭和58年11月22日

イ 発生場所：掛川市内のレクリエーション施設のバーベキューハウス

ウ 事故状況

- ・施設の改装工事により調理器具の撤去を行った際、器具が接続されていた末端のガス栓が閉じられていなかった。

- この状態でガスの元栓が開けられたため、開いたままの末端ガス栓から LP ガスが漏れ出し、引火、爆発し、火災が発生したものの。

エ 被害状況

客や従業員等 14 名が死亡し、27 名が重軽傷を負った。

第3節 予想される災害と地域

危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏えい、流出、引火等により発生する。

危険物、火薬類等は産業用、民生用に広く利用されており、爆発事故は町内でも発生する危険性がある。

【町内危険物製造所等現有数】

(令和3年1月31日現在)

施設等		現有数	
危険物施設	製造所	-	
	貯蔵所	屋内貯蔵所	3
		屋外タンク貯蔵所	10
		屋内タンク貯蔵所	8
		地下タンク貯蔵所	3
		移動タンク貯蔵所	12
		屋外貯蔵所	-
		小計	36
	取扱所	給油取扱所	9
		販売取扱所	-
		一般取扱所	15
		小計	24
	合計		60

出典：静岡市消防年報（令和2年）

第2章 災害予防計画

第1節 ガス災害予防計画

高圧ガス（「高圧ガス保安法」（昭和26年法律第204号））に定める高圧ガスをいう。以下同じ。）による災害発生及びその拡大を防止するため、ガス保安対策について定める。

1 ガス保安体制の整備

(1) 防災計画の作成

ガスによる災害を防止するため、一般ガス事業者は、災害対策基本法に基づく防災計画を作成し、消防局及び県に提出するとともに、その内容について毎年見直しを行い、緊急時における活動が計画どおり実施できるよう応急体制の整備を行う。

(2) ガス保安に係る連絡調整体制の整備

ア 町及び県並びに関係機関相互の連絡調整を行うことにより、ガスの安全確保に関する対策を推進する。

イ 液化石油ガス販売事業者（「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に定める販売事業者をいう。以下同じ）は、ガスを供給する導管の位置図等、防災活動を円滑に行うために必要な資料を消防局に提出する。

2 ガス保安施設の整備

(1) ガス遮断装置の設置

液化石油ガス販売事業者は、防災上必要と認められる箇所にガス遮断装置を設置する。

(2) ガス漏れ警報設備等の設置

液化石油ガスを使用する施設の管理者等は、ガスの燃焼器具を使用する場所及びガスが滞留する恐れがある場所に、必要に応じてガス漏れ警報設備等を設置する。

3 ガス災害の予防対策

(1) 高圧ガス

ア 高圧ガス事業者及び高圧ガス保全団体は、高圧ガス施設の災害防止のため、設備点検、保安教育、防災訓練等の自主的保安活動を行う。

イ 県は、保安検査、立入検査、関係機関との連絡協議等、災害防止のため必要な措置を講ずるほか、高圧ガス事業者の自主的保安活動を促進するため、保安講習の実施、関係保安団体の育成に努める。

ウ 防災活動に従事する関係機関は、緊急措置の円滑化を図るため、常時相互の協力体制の維持に努める。

エ 県及び液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの一般消費者等の災害の防止のため、消費者保安講習、啓発のためのパンフレットの配布、ラジオ、テレビ等によるPRを行う。

また、液化石油ガス事業者は、一般消費者の保安を確保するため、設備の点検、ガス漏れ警報器の普及等の保安指導を行う。

第2節 危険物災害予防計画

町域における危険物施設の現状を把握して、災害時における危険物施設の応急対策についての円滑化を期し、これらによる災害の発生と災害時における被害の拡大防止を図るものとする。

1 予防査察

(1) 災害予防の指導

消防局は、それぞれ製造所、事業所、販売所、貯蔵所等諸施設に対する安全度並びに消費場所における取扱いの適否を検査するため、毎年定期的に保安検査・立入検査を実施し、危険物に起因する災害予防の指導、取締りを行う。

(2) 施設改修等の指導

監督機関及び関係機関は、危険物施設において、それぞれ基準に適合していない施設について改修等の指導を強化する。

(3) 危険物規制行政

監督機関及び関係機関は、危険物規制行政について、県の指導助言を受けて消防局において実施する。

(4) 災害予防体制の確立

監督機関及び関係機関は、自衛消防組織等の組織化を推進し、自主的に災害予防体制の確立を図る。

(5) 化学消火機材の整備

監督機関及び関係機関は、町消防団に化学消火機材を整備する。

2 保安教育

監督機関及び関係機関は、危険物施設の従業員等に対し、保安に必要な教育を行う。

また、防災に関する諸活動が円滑に運営され、応急対策が完全に遂行されるよう随時パンフレット等の発行や講演会等を開催し、保安意識の高揚を図る。

第3節 火薬類災害予防計画

県は、火薬類の消費・使用場所等の構造設備や火薬類の取扱い方法等についての許認可、立入検査等により、関係事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導する。

また、県、警察、消防、静岡県火薬類保安協会等の関係機関が連携した監視指導や広報啓発等により、保安管理の向上、防災意識の高揚を図る。

第3章 災害応急対策計画

この計画は、大規模な爆発事故が発生した際の情報伝達、救助・消火活動、付近住民の避難、二次災害の防止等の応急対策について定める。

前章に掲げる他、水蒸気爆発、粉塵爆発、高圧ガスや危険物以外の可燃性物質、有機物の腐敗や土壌由来の可燃性ガス等に起因して爆発事故が発生することがある。

こうした爆発事故についても、この計画に準じて対応する。

第1節 町、関係機関の業務の大綱

1 町

- (1) 町災害対策本部の設置
- (2) 情報の収集、伝達及び被害調査
- (3) 緊急輸送の確保
- (4) その他災害の防御又は拡大防止のための措置

2 消防局・町消防団

- (1) 火災・災害等即報要領に基づく消防庁及び県への通報
- (2) 消火活動
- (3) 人命救助活動
- (4) 避難誘導
- (5) 事故調査

3 県

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 防災対策の総合調整
- (3) 情報収集・発信、広報
- (4) 国等との連絡調整
- (5) 自衛隊等への支援要請
- (6) 事故調査

4 警察

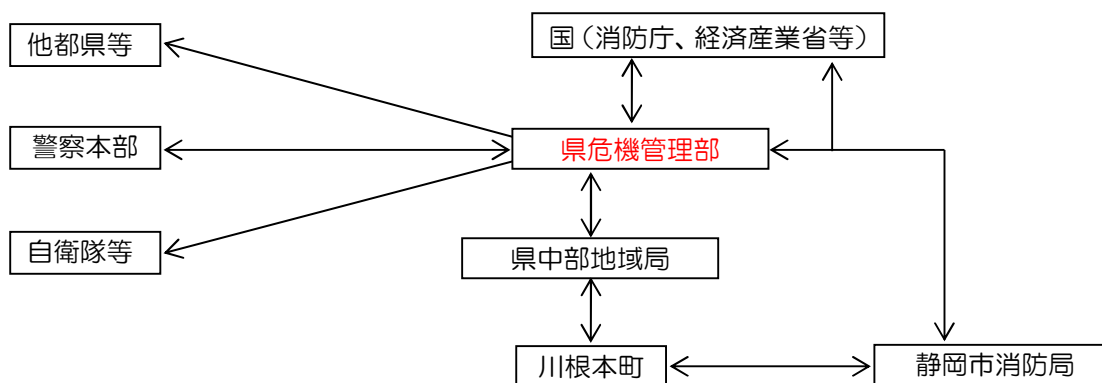
- (1) 事故捜査
- (2) 交通規制
- (3) 避難誘導

5 発災事業者

- (1) 事故通報
- (2) 自衛防災対応
- (3) 災害拡大防止措置
- (4) 関係機関への協力
- (5) 相互援助協定事業者等への支援依頼

第2節 情報伝達系統

大規模な爆発事故が発生した際の情報伝達系統は、次に示すとおりである。



第3節 町の対応

1 応急対策

(1) 保護保安対策

ア ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう町民の協力を要請する。

イ ガス事業者は、事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定（以下「相互協定」という。）により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。

ウ ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。

エ ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で、遮断後のガス供給再開を行うものとする。

オ ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。

(2) 危険防止対策

ア 災害発生の現場においては、ガス漏れに起因する二次災害（中毒・火災・爆発）を防止するため、ガスの特性に応じ、ガスの滞留確認を行うとともに、防毒マスク等の防災用具を準

備し、火気の手扱いは特に注意をする。

イ 災害の規模により、その周辺への関係者以外への立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。

ウ ガスによる中毒症状が出た場合は、直ちに救急機関に連絡するとともに、通風のよい場所に仰臥させる等の応急措置をとる。

(3) 応急復旧対策

ア ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに、復旧工事の迅速化に努める。

イ 応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木配管工事作業員の出動人員を確保する。

2 町、県等との連絡会議

ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、町、県、消防機関及び警察と十分連絡、協議する。

3 事故の報告

ガス事業者は、ガス事故の報告を町、消防機関及び警察に行う。

4 町災害対策本部の設置及び任務

大規模な爆発事故が発生し、必要な場合には「災害対策本部」を設置する。

〈第1編共通対策編 第3章災害応急対策 第2節「組織計画」〉に準ずる。

第4章 災害復旧計画

災害復旧段階における、原因究明と是正措置の実施、事業の再開、産業活動や住民生活に関する復旧措置等について定める。

第1節 原因究明と是正措置

1 発災事業者の対応

- (1) 爆発事故の原因を究明し、再発防止のための是正措置を講じる。
- (2) 関係機関が行う事故原因究明のための調査等に協力する。
- (3) 事故により、他者に生じた被害の調査、復旧等に必要な対応を行う。

2 関係機関の対応

- (1) 関係機関は連携して、事故の原因究明のための調査や再発防止のための是正措置の指導を行う。
- (2) 必要な場合には、県や学識経験者等に原因究明や再発防止措置に関する支援や指導を要請する。

3 産業や住民生活に関する普及措置

- (1) 発災事業者等は、事故による高圧ガス、危険物の生産、供給等に係る産業活動や住民生活等への影響を最小限に止めるよう配慮する。
- (2) ガス関係事業者は、関係団体や相互援助協定事業者等の支援や協力を受け、ガス供給等の速やかな復旧を図る。
- (3) 復旧に時間を要する場合には、代替措置等を検討する。特に公共施設、防災拠点施設、病院等へのガスの供給については、当該施設の機能の維持に配慮する。
- (4) 該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。
- (5) 発災事業者は、復旧状況等を随時、関係機関に報告する。また、需要者への情報提供、広報を行う。

4 情報公開、広報

- (1) 発災事業者は、関係機関と連携し、事故原因や復旧対応等について、付近住民や関係者へ必要な情報提供や説明を行う。
- (2) 町及び消防局は、町民の安全・安心の確保のため、事故原因や復旧状況等について必要な広報等を行う。